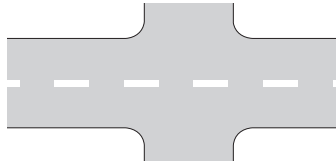


# WORDS

## 22. 優先道路

「優先道路」の標識のある道路や交差点の中ま  
で中央線や車両通行帯がある道路をいいます。



## 23. 安全地帯

路面電車に乗り降りす  
る人や道路を横断する  
歩行者の安全を図るた  
めに、道路上に設けら  
れた島状の施設や、標  
識と標示によって示さ  
れた道路の部分はいい  
ます。



島状の安全地帯



標識と標示によって  
示された安全地帯

## 24. 車両通行帯

車が、道路の定められた部分を通行するように  
標示によって示された道路の部分はいいます。

▶「車線」や「レーン」とも呼ばれます。

## 25. 専用通行帯

標識や標示によって示された車だけが通行で  
きる車両通行帯をいいます。



## 26. 軌道敷

路面電車が通行するために必要な道路の部分  
で、レールの敷いてある内側部分とその両側  
0.61mの範囲をいいます。

## 27. 信号機

道路の交通に関し、電気によって操作された  
灯火により、交通整理などのための信号を表  
示する装置をいいます。

## 28. 標識

道路の交通に関し、規制や  
指示などを示す標識板のこ  
とをいいます。



## 29. 標示

道路の交通に関し、規制や  
指示のため、ペイントやび  
ょうなどによって路面に示  
された線や記号や文字のこ  
とをいいます。



## 30. 運転

道路で、車や路面電車をその本来の用い方に  
従って用いること（自動運行装置を使用する  
場合を含みます。）をいいます。

## 31. 駐車

車などが客待ち、荷待ち、荷物の積みおろし、  
故障その他の理由により継続的に停止するこ  
と（人の乗り降りや5分以内の荷物の積みお  
ろしのための停止を除きます。）や、運転者が  
車から離れてすぐに運転できない状態で停止  
することをいいます。

## 32. 停車

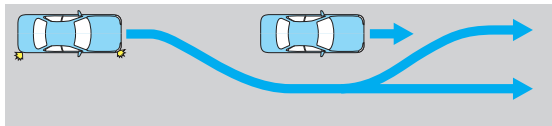
駐車にあたらぬ車の停止をいいます。

## 33. 徐行

車がすぐに停止できるように速度で進行する  
ことをいいます。（一般的に、ブレーキを操作  
してから停止するまでの距離がおおむね1m  
以内の速度で、10km/h以下の速度であると  
いわれています。）

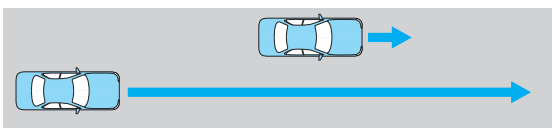
### 34. 追い越し

車が進路を変えて、進行中の前の車などの前方に出ることをいいます。



### 35. 追い抜き

車が進路を変えないで、進行中の前の車などの前方に出ることをいいます。



### 36. 交通公害

道路の交通が原因で生じる大気汚染、騒音や振動によって、人の健康や生活環境に被害が生じることをいいます。

### 37. 歩行者

道路を通行している人をいいます。

歩行者(歩行者として扱われる場合を含む。)

道路を歩いている人

身体障がい者用の車いすで通行している人

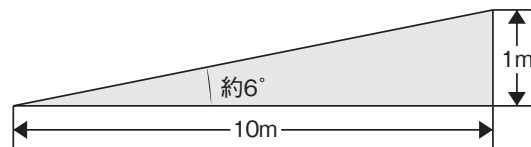
歩行補助車などを用いて通行している人

自動二輪車や原動機付自転車、二輪または三輪の自転車、その他法令で定められた基準を満たす車両を押して歩いている人  
(エンジンをかけているものや側車のついているもの、他の車をけん引しているものは除かれます。)

▶「歩行補助車など」とは、歩行補助車(老人などが歩行を補助するため用いる手押し車)と小児用の車、ショッピングカート(買い物用の手押し車)をいいます。低出力の電動機のついたものもあります。

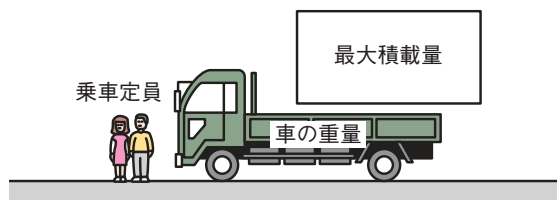
### 38. こう配の急な坂

おおむね10% (約6度) 以上のこう配の坂をいいます。



### 39. 車両総重量

車両総重量 = 車の重量 + 最大積載量 + 乗車定員の重量 (1人を55kgとして計算) のことをいいます。(通常は〇〇kgで表わします。)



### 40. 総排気量

エンジンの大きさを表わすのに用いられる数値で、数値が大きくなるほどその車の馬力やトルクなどが大きくなります。(通常は〇〇ccで表わします。)

### 41. 定格出力

電動モーターで走行する車の出力の大きさを示す数値です。(通常は〇〇kwで表わします。)

- 数字につけられている表現の意味
- ① 以上……その数字を含めて大きい数字  
(例 5以上=5,6,7…)
  - ② 以下……その数字を含めて小さい数字  
(例 5以下=5,4,3…)
  - ③ こえる……その数字を含まずそれより大きい数字  
(例 5をこえる=6,7,8…)
  - ④ 未満……その数字を含まずそれより小さい数字  
(例 5未満=4,3,2…)

### 31. 自転車専用



- ① 自転車道や自転車専用道路を示します。  
② 普通自転車以外の車と歩行者は、通行できません。

(325の2)

### 32. 自転車及び歩行者専用



- ① 自転車歩行者専用道路を示し、普通自動車と歩行者以外は通行できません。  
② 普通自転車が通行できる歩行者用道路であることを示します。  
③ 普通自転車が通行できる歩道であることを示します。

(325の3)

### 33. 歩行者専用



- ① 歩行者専用道路(歩行者だけの通行のために設けられた道路)を示します。  
② 歩行者用道路を示します。

(325の4)

### 34. 許可車両専用

標示板に示された車で、道路管理者の許可を受けた車が停留することができる施設であることを示しています。



路線バス、貸切バスなど



(タクシー)



(トラック)

(325の5-A～C)

### 35. 許可車両(組合せ)専用



標示板に示された車で、道路管理者の許可を受けた車が停留することができる施設であることを示します。

(325の6)

### 36. 一方通行



車は、矢印の示す方向の反対方向には通行できません。

(326-A・B)

### 37. 自転車一方通行



自転車は、矢印の示す方向の反対方向には通行できません。

(326の2-A・B)

### 38. 車両通行区分



車は、標示板の示す通行区分に従って通行しなければなりません。

(327)

### 39. 特定の種類の車両の通行区分



大型貨物自動車と特定中型貨物自動車、大型特殊自動車は、左から一番目の車両通行帯を通行しなければなりません。

(327の2)

### 40. けん引自動車の高速自動車国道通行区分



けん引自動車は、標示板の示す通行区分に従って通行しなければなりません。

(327の3)

### 41. 専用通行帯



標示板に表示された車の専用の通行帯を示します。

(327の4)

### 42. 普通自転車専用通行帯



普通自転車の専用の通行帯を示します。

(327の4の2)

### 43. 路線バス等優先通行帯



路線バスなどの優先通行帯を示します。

(327の5)

### 44. けん引自動車の自動車専用道路第一通行帯通行指定区間



けん引自動車は、左から一番目の車両通行帯を通行しなければなりません。

(327の6)

# 1 車道通行の原則と例外

## \*1 車道を通行…

普通自転車は、以下  
の場合は歩道を通行す  
ることができます。

- ① 道路標識等で通行  
できることとされ  
ている場合。
- ② 13歳未満の子どもや  
70歳以上の高齢者、  
身体障がい者が運  
転している場合。
- ③ 交通状況により、  
安全の確保のため  
やむを得ない場合。

## \*2 普通自転車…

四輪以下の自転車  
で、側車や運転者席以  
外の乗車装置がなく、  
車長1.9m以下、車幅  
0.6m以下のものをい  
います。

## \*3 道路に面した場所…

道路に面したところ  
にあるガソリンスタン  
ドや倉庫、車庫、駐車  
場などをいいます。

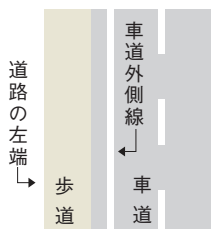
※P.56参照。



## ちょっと注目

間違えないように…

歩道のある道路で、  
車道の左端に引かれ  
ている白の実線は  
「路側帯」ではありま  
せん。「車道外側線」  
といい、その線と歩  
道の間も車道として  
扱われます。



- ① 車は、歩道や路側帯と車道の区別のある道路では、**車道**を通行しなけれ  
ばなりません。**\*1** また、普通自転車**\*2** 以外の車は、自転車歩行者専用道路  
を通行してはいけません。

しかし、道路に面した場所**\*3** に出入りするために、これらの道路の部  
分を横切るときなどは通行することができます。



歩道のある道路



路側帯のある道路

- ② 二輪車を押して歩くときは「歩行者」として扱われるので、歩道など（歩  
道と路側帯）を通行することができます。

しかし、エンジンをかけているものや側車付のもの、ほかの車をけん引  
しているものを押しているときは歩行者として扱われませんので、歩道な  
どを通行することはできません。

- ③ 軽車両は、道路の左側に設けられた路側帯を通行することができます。

しかし、著しく歩行者の通行を妨げるときや白の二本の実線で示された  
路側帯（歩行者用路側帯）は通行することができません。

## Pick up ピックアップ

### 路側帯の種類と通行

| 路側帯                         | 駐停車禁止路側帯                    | 歩行者用路側帯                     |
|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 道路の左端<br>↓<br>歩道<br>↓<br>車道 | 道路の左端<br>↓<br>歩道<br>↓<br>車道 | 道路の左端<br>↓<br>歩道<br>↓<br>車道 |
| 歩行者と軽車両が通行できる               | 歩行者と軽車両が通行できる               | 歩行者のみ通行できる                  |



# 4 初心運転者、高齢運転者、聴覚障がいのある運転者などの保護

法71の5、71の6

8

歩行者の保護など

## 1 初心運転者標識などの表示義務

① 準中型免許を受けて1年を経過していない初心運転者が準中型自動車または普通自動車を運転するときや、普通免許を受けて1年を経過していない初心運転者が普通自動車を運転するときは、その車の前と後ろの定められた位置\*1に初心運転者標識（初心者マーク）をつけなければなりません。



② 70歳以上の高齢運転者が普通自動車を運転するときは、その車の前と後ろの定められた位置\*1に高齢運転者標識（高齢者マーク）をつけるようにしましょう。



③ 聴覚障がい\*2のあることを理由に免許に条件を付されている人が準中型自動車または普通自動車を運転するときは、その車の前と後ろの定められた位置\*1に聴覚障がい者標識（聴覚障がい者マーク）をつけなければなりません。\*3



④ 肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が普通自動車を運転するときは、その車の前と後ろの定められた位置\*1に身体障がい者標識（身体障がい者マーク）をつけるようにしましょう。



## 2 初心運転者標識や仮免許練習標識などを表示している車の保護

自動車の運転者は、危険をさけるためやむを得ない場合のほかは、つぎの車の側方に幅寄せをしたり、前方に無理に割り込みではいけません。

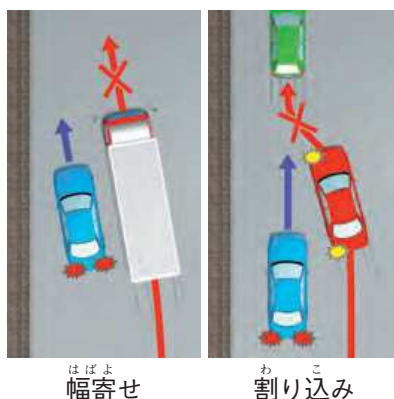
① 初心運転者標識をつけた準中型自動車または普通自動車

② 高齢運転者標識をつけた普通自動車

③ 聴覚障がい者標識をつけ準中型自動車または普通自動車

④ 身体障がい者標識をつけた普通自動車

⑤ 仮免許練習標識\*4をつけた自動車



幅寄せ

割り込み

\*1

車の前と後ろの、地上0.4m以上、1.2m以下の見やすいところへつけます。

\*2

両耳の聴力が補聴器を用いても10mの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえない程度の障がいがあります。

旧デザインの  
高齢者マークも  
当面は使用できません。

### ちょっと注目

初心者マークの表示が免除される場合

① 普通免許を通算して2年以上受けていた人が準中型免許を受けた場合

② 大型、中型、準中型、普通免許を通算して1年以上受けていた人が免許を失効し、6ヵ月以内に再取得した場合

など

\*3

その場合は、運転するときに幅の広いルームミラーなどを使用しなければなりません。

また、その標識をつけている運転者は警音器の音が聞こえないことがあるので、安全に通行できるように、周囲の運転者は配慮しましょう。

法71（5）の4

\*4

仮免許練習標識…

仮 免 許  
練 習 中

## (2) 放置車両確認標章が取り付けられたとき

違法に駐車している車に対しては、**放置車両確認標章**が取り付けられることがあります。

この場合、その車の使用者（自動車検査証に記載されている使用者）は、運転者が反則金を納付しなかったときなどには、**放置違反金**の納付を命じられることになります。

**放置車両確認標章**は、その車の運転者やその車の管理について責任がある人は、取り除くことができます。（それ以外の人は、破ったり、汚したり、取り除いたりしてはいけません。）  
運転するときは、交通事故防止のため、この標章を取り除きましょう。

**放置車両確認標章**

標章番号 号の使用者 殿

登録（車両）番号

**駐車違反**

速やかに移動して下さい。

この車は、“放置車両”であることを確認しました。  
この車の使用者は、公安委員会から**放置違反金**の納付を命ぜられることがあります。

なお、この標章が取り付けられた日の翌日から起算して30日以内に、この車を運転し駐車した者がこの違反について反則金の納付をした場合又は公訴を提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付された場合は、この限りではありません。

警察署長

取扱者  
電話番号

|      |    |  |
|------|----|--|
| 違反状況 | 日時 |  |
|      | 場所 |  |
|      | 態様 |  |

この車の使用者、運転者その他この車の管理責任者以外の者がこの標章を破損・汚損し、又は取り除くと処罰されます。  
運転するときは、交通事故防止のため、この標章を取り除いてください。



### ちょっと注目

**放置違反金を納付しないと…**

放置違反金を期限までに納付しないと、検査時に自動車検査証の返付を受けることができなくなることがあります。

# 5 車から離れるときの措置

法71(5)

## 1 危険防止のための措置

車から離れるときは、車が暴走したり（二輪車が転倒したり）しないように、つぎのような措置をとらなければなりません。

### (1) 四輪車の場合

- ① ハンドブレーキ（駐車ブレーキ）をかけ、エンジンを止めます。
- ② ギアは、平地や下り坂ではバック、上り坂ではローに入れておきます。  
オートマチック車の場合は、場所に関係なく、チェンジレバーをPの位置にしておきます。
- ③ 坂道では、輪止めをします。



### ちょっと注目

**子どもを車内に残さない…**

子どもを車内に残したまま車から離れると、いたずらにより車が動き出したり、火災などの事故が起きるおそれがあります。  
また、炎天下では、車内がたいへん高温となり危険です。

車から離れるときは、子どもを車内に残さないようにしましょう。

# 3 乗車または積載の制限

法57 I  
令22、23  
保安基準  
53 II

14

乗車と積載

## 1 乗車定員と積載の制限

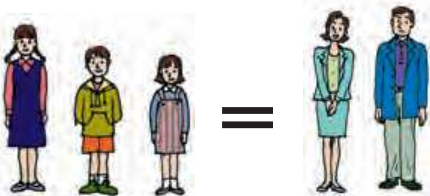
車の運転者は、定められた乗車定員（運転者を含みます。）や積載の制限をこえて、人を乗車させたり、荷物を積んだりして運転してはいけません。

### ● 乗車定員と積載の制限

| 車の種類                                         | 乗車定員                                     | 積載物の重量                                      | 積載物の大きさと積載の方法                                                                                               |
|----------------------------------------------|------------------------------------------|---------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 普通自動車<br>準中型自動車<br>中型自動車<br>大型自動車<br>大型特殊自動車 | 自動車検査証か軽自動車届出済証に記載されている乗車定員<br>(ミニカーは1人) | 自動車検査証か軽自動車届出済証に記載されている最大積載量<br>(ミニカーは90kg) | 自動車の長さ×1.1以下<br>(長さ+長さの $\frac{1}{10}$ )<br>自動車の幅以下<br>3.8m以下<br>*1<br>三輪の普通自動車と総排気量660cc以下の普通自動車は、高さ2.5m以下 |
| 普通自動車<br>大型自動二輪車<br>[側車付を除く]                 | 1人<br>(運転者用以外の座席があるものは2人)                | 60kg                                        | 積載装置の長さ+0.3m以下<br>積載装置の幅+左右0.15m以下<br>2.0m以下                                                                |
| 原動機付自転車                                      | 1人                                       | 30kg                                        |                                                                                                             |
| 小型特殊自動車                                      | 1人<br>(運転者用以外の座席があるものは2人)                | 700kg                                       | 自動車の長さ×1.1以下<br>(長さ+長さの $\frac{1}{10}$ )<br>自動車の幅以下<br>2.0m以下                                               |

### ● こどもが乗車する場合の計算のしかた

12歳未満のこどもは、3人を大人2人として計算します。



乗車定員の計算のしかた

(乗車定員ー乗車した大人の数)×1.5  
＝乗車できるこどもの数

※小数点以下は切り捨てます。

練習

乗車定員5人の自動車に大人2人が乗車した場合、こどもは何人乗せることができるでしょうか？

答え

人

\*1

### 積載方法の高さ制限

公安委員会が道路または交通の状況により支障がないと認めて、4.1mをこえない範囲で高さを定める場合があります。



### ちょっと注目

特定の構造の普通自動車や大型特殊自動車は…

つぎのような自動車の乗車定員と最大積載量は、以下のようになります。(運転者用以外の座席がある場合の定員は〈〉内)

- ① 35km/h以上の速度を出すことができない構造の農業用薬剤散布車である普通自動車  
…定員 1〈2〉人  
積載 1,500kg
- ② 35km/h以上の速度を出すことができない構造の農耕作業用自動車である大型特殊自動車  
…定員 1〈2〉人
- ③ 車体の大きさが、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.8m以下で、15km/hをこえる速度を出すことができない構造の大型特殊自動車  
…定員 1〈2〉人  
積載 1,000kg

※ 解答は次ページ



## 持ち込みが制限される物品について

路線バスを利用する旅客は、以下の物品を車内に持ち込んではいけません。

また、旅客自動車運送事業者は、旅客が乗車している車両で以下の物品を運搬してはいけません。

- ① 火薬類 (50発以内の実包や空包で、弾帯または薬ごうに挿入してあるものを除く。)
- ② 玩具用煙火 (100グラム以下のものを除く。)
- ③ 引火性液体 (ガソリン、灯油、軽油など。ただし、喫煙用ライターや懐炉に使用しているものを除く。)
- ④ フィルムその他のセルロイド類 (100グラム以下のものを除く。)
- ⑤ 発火性物質や爆発性物質 (黄りん、カーバイト、マグネシウム粉、過酸化ソーダなど)
- ⑥ 放射性物質等
- ⑦ 腐食性物質 (苛性ソーダ、硝酸、硫酸、塩酸など)
- ⑧ 高圧ガス (消火器内に封入した炭酸ガスや医薬用酸素器に封入した酸素ガスを除く。)
- ⑨ 有毒ガスや、有毒ガスを発生するおそれのある物質 (クロロ・ホルム、ホルマリンなど)
- ⑩ 刃物
- ⑪ マッチ (500グラム以下のものを除く。)
- ⑫ 電池 (乾電池は除く。)
- ⑬ 死体
- ⑭ 動物 (身体障がい者補助犬や愛玩用の小動物を除く。)
- ⑮ 事業用自動車の通路や出入口または非常口をふさぐおそれのあるもの
- ⑯ その他、他の旅客の迷惑となるおそれのあるものや、車内を著しく汚損するおそれのあるもの



※ただし、つぎの条件に適合する場合は持ち込むことができます。

- ① 火薬類
  - ア 300グラム以下の猟銃雷管や信号雷管で、振動、衝撃などで発火するおそれのない容器に入れてあるもの
  - イ 500グラム以下の信号焰管や信号火せん
  - ウ 100グラム以下の競技用紙雷管
  - エ 800発をこえない競技用の公称口径22のへり打ちのライフル銃用実包及び拳銃用実包
  - オ 銃器にそうてんした実包や空包 (職務のため銃器を所持する警察官や監獄官吏などが持ち込む場合に限る。)
- ② 引火性液体
  - ア 0.5リットル以下で、もれるおそれのない容器に密閉し、容器が破損しないように包装してあるもの
  - イ 10キログラム以下の引火のおそれのあるペンキ類で、金属製容器に密閉してあるもの
- ③ セルロイド類
  - ア 300グラム以下で、紙箱などの電気絶縁物質で包装してあるもの
  - イ 映画用フィルムで、ファイバなどの不燃性電気絶縁物質製の容器に入れてあるもの (容器は、振動衝撃などでふたが開くことのないようにしてあること)
  - ウ 映画用フィルムで、フィルム用容器に入れ、帆布製の袋に入れてあるもの
- ④ 25キログラム以下の乾燥した状態のカーバイトで、破損するおそれのない容器に密閉してあるもの
- ⑤ 500グラム以下の写真撮影用せん光粉で、飛散するおそれのない容器に密閉し、容器が破損しないように包装してあるもの
- ⑥ 腐食性物質
  - ア 0.5リットル以下で、もれるおそれのない容器に密閉し、容器が破損しないように包装してあるもの
  - イ 25グラム以下の固体の苛性カリで、破損するおそれのない容器に密閉してあるもの
- ⑦ 0.5リットル以下の液体青酸、クロロホルム、ホルマリンで、もれるおそれのない容器に密閉し、容器が破損しないように包装してあるもの
- ⑧ 刃物であって、他の旅客に危害を及ぼすおそれがないようにこん包してあるもの
- ⑨ 電池であって、感電及び火災のおそれのないように保護されたもの
- ⑩ 動物であって、一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客運送事業者が運送契約において事業用自動車内に持ち込むことについて同意したもの



## 一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款

運輸省告示第372号

昭和48年9月6日

最終改正 令和2年11月

### (適用範囲)

第1条 当社の経営する一般乗用旅客自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令の定めるところ又は一般の慣習によります。

2 当社がこの運送約款の趣旨及び法令に反しない範囲でこの運送約款の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約によります。

### (係員の指示)

第2条 旅客は、当社の運転者その他の係員が運送の安全確保のために行う職務上の指示に従わなければならない。

### (運送の引受け)

第3条 当社は、次条又は第4条の2第2項の規定により運送の引受け又は継続を拒絶する場合を除いて、旅客の運送を引き受けます。

### (運送の引受け及び継続の拒絶)

第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。

- (1) 当該運送の申込みがこの運送約款によらないものであるとき。
- (2) 当該運送に適する設備がないとき。
- (3) 当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められたとき。
- (4) 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- (5) 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき。
- (6) 旅客が乗務員の旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づいて行う措置に従わないとき。
- (7) 旅客が旅客自動車運送事業運輸規則の規定により持込みを禁止された刃物その他の物品を携帯しているとき。
- (8) 旅客が第4条の3第3項又は第4項の規定により持込みを拒絶された物品を携帯しているとき。
- (9) 旅客が行先を明瞭に告げられないほど又は人の助けなくしては歩行が困難なほど泥酔しているとき。
- (10) 旅客が車内を汚染するおそれがある不潔な服装をしているとき。
- (11) 旅客が付添人を伴わない重病者であるとき。
- (12) 旅客が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（これらの患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見のある者であるとき。

第4条の2 当社の禁煙車両（禁煙車である旨を表示した車両をいう。次項において同じ。）内では、旅客は喫煙を差し控えていただきます。

- 2 旅客が当社の禁煙車両内で喫煙し、又は喫煙しようとしている場合、運転者は喫煙を中止するように求めることができ、旅客がこの求めに応じない場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。

#### **(手回品の持込み制限)**

第4条の3 旅客は、第4条第7号の物品を車内に持ち込むことができません。

- 2 当社は、旅客の手回品（旅客の携行する物品をいう。以下同じ。）の中に前項の物品が収納されているおそれがあると認めるときは、旅客に対し手回品の内容の明示を求めることがあります。
- 3 当社は、前項の規定による求めに応じない旅客に対して、その手回品の持込みを拒絶することがあります。
- 4 当社は、旅客が第2項の規定による求めに応じた場合においてその手回品の内容が第1項の物品と類似し、かつ、これと識別が困難であるときは、旅客がこれらの物品でない旨の相当の証明をしない限り、その手回品の持込みを拒絶することがあります。

#### **(運賃及び料金)**

第5条 当社が収受する運賃及び料金は、旅客の乗車時において地方運輸局長の認可を受け、又は地方運輸局長に届出をして実施しているものによります。

- 2 前項の運賃及び料金は、時間貸しの契約をした場合を除いて、運賃料金メーター器の表示額によります。

#### **(運賃及び料金の収受)**

第6条 当社は、旅客の下車の際に運賃及び料金の支払いを求めます。

#### **(旅客に対する責任)**

第7条 当社は、当社の自動車の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、当該旅客又は当社の係員以外の第三者に故意又は過失のあったこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったことを証明したときは、この限りではありません。

- 2 前項の場合において、当社の旅客に対する責任は、旅客の乗車のときに始まり、下車をもって終了します。

第8条 当社は、前条によるほか、その運送に関し旅客が受けた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が運送に関し注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。

第9条 当社は、天災その他当社の責に帰することができない事由により、輸送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによって旅客が受けた損害を賠償する責に任じません。

#### **(旅客の責任)**

第10条 当社は、旅客の故意若しくは過失により又は旅客が法令若しくはこの運送約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、その旅客に対し、その損害の賠償を求めます。